

**(3) 訪問介護における平成30年度介護報酬
改定の影響に関する調査研究事業
(速報値)(案)**

(3) 訪問介護における平成30年度介護報酬改定の影響に関する調査研究事業

1. 調査の目的

- 平成30年度介護報酬改定では、自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現や人材の有効活用、介護サービス適正化の観点から、自立生活支援のための見守りの援助の明確化、同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬の見直し、生活援助利用回数の多い者への対応、サービス提供責任者の役割や任用要件等の明確化、生活援助中心型の担い手の拡大等の各種見直しが行われたところである。
- これらの見直しによりサービス提供の実態(利用者への影響を含む)にどのような影響を与えたかを調査し、改定の検証を行うとともに、次期介護報酬改定に向けた検討に資する基礎資料を得るための調査を行うことを目的とした。

2. 調査方法

○アンケート調査：訪問介護事業所及び居宅介護支援事業所とその利用者に対して調査を実施した。

(令和2年9月10日時点)

| 調査対象 | 調査票種別 | 調査対象・回収状況 |
|-----------|--------------------------------------|--|
| 訪問介護事業所 | 事業所票 | 【母集団】全国の訪問介護事業所33,197事業所 【発出数】母集団より抽出した13,000事業所 【抽出方法】無作為抽出※1 【回収数】3523事業所 【回収率】27.1% 【有効回収率】27.1% |
| | 利用者票1 ※2 (生活援助従事者研修修了者に関する調査票) | 【対象者の抽出方法】調査対象とする訪問介護事業所の利用者のうち、調査時点において生活援助従事者研修修了者からサービスを受けており、そのサービスを受け始めた年月の前月時点で同事業所を利用する利用者全員 【回収数(事業所記入用)】293件 【回収数(本人記入用)】487件 【有効回収数(事業所記入用)】33件 【有効回収数(本人記入用)】38件 |
| | 利用者票2 ※3 (集合住宅減算に関する調査票) | 【対象者の抽出方法】調査対象とする訪問介護事業所の利用者のうち、集合住宅減算の適用状況及び誕生日に基づく選定ルールから抽出した利用者 【回収数(事業所記入用)】673件 【回収数(本人記入用)】851件 【有効回収数(事業所記入用)】612件 【有効回収数(本人記入用)】794件 |
| 居宅介護支援事業所 | 事業所票 | 【母集団】全国の居宅介護支援事業所39,013事業所 【発出数】母集団より抽出した10,000事業所 【抽出方法】無作為抽出※1 【回収数】4020事業所 【回収率】40.2% 【有効回収率】40.2% |
| | 利用者票3 ※4 (訪問介護の回数が多いケアプランに関する調査票) | 【対象者の抽出方法】調査対象とする居宅介護支援事業所の利用者のうち、2018年10月以降に、「厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護」に定められている訪問回数以上の生活援助中心型のケアプランであるという理由からケアプランの見直しがなされており、当該見直し後のケアプランの適用開始年月の前月から調査時点までの期間において同事業所を利用する利用者全員 【回収数(事業所記入用)】757件 【回収数(本人記入用)】809件 【有効回収数(事業所記入用)】757件 【有効回収数(本人記入用)】809件 |

※1 災害救助法の適用地域の事業所、及び7月22日時点で新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した事業所を除き抽出

※2 利用者票1～3は、それぞれ事業所記入用の調査票をE1～E3利用者票、本人記入用の調査票をF1～F3利用者票と表す。

(3) 訪問介護における平成30年度介護報酬改定の影響に関する調査研究事業

事業所票(訪問介護)

3. 調査結果概要 1)事業所の基本情報 ①訪問介護事業所

- 1事業所あたりの平均職員数は、実人数では常勤職員5.6人、非常勤職員11.7人で、全職員数(常勤換算)は10.9人だった。
- 1事業所あたりの平均利用者数は36.3人で、要介護度別では「要介護1」・「要介護2」で全体の6割を占めた。
- 認知症高齢者の日常生活自立度別では「自立」及び「Ⅰ」がともに15.1%と最も多かった。
- また、事業所に占める認知症高齢者の日常生活自立度「Ⅲ」以上の者の構成比率別事業所割合では、10%未満の事業所数が44.5%と最も多かった。

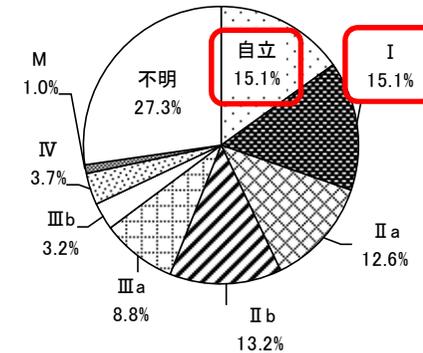
図表1 1事業所あたりの平均職員数(職種別)(N=1,091)

(単位:人)

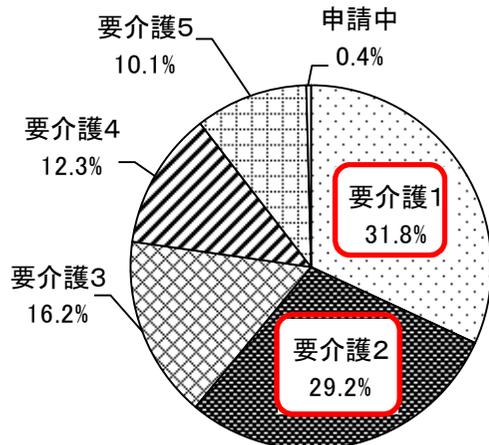
| | ①常勤職員 (実人数) | ②非常勤職員 (実人数) | ③全職員 (常勤換算) |
|----------------------|----------------|-----------------|----------------|
| 1)全職員数 | 5.6 | 11.7 | 10.9 |
| 2)管理者 | 1.0 | - | - |
| 3)サービス提供責任者 | 2.3 | 0.3 | 2.5 |
| 4)訪問介護員 | 3.7 | 10.8 | 8.3 |
| 5)うち登録訪問介護員等(登録ヘルパー) | 0.7 | 8.2 | 3.9 |

※職種別内訳は重複がある。

図表3 利用者の認知症高齢者の日常生活自立度別割合(N=2,365、利用者数80,734人)



図表2 利用者数の要介護度別割合(N=3,230、利用者数117,349人)

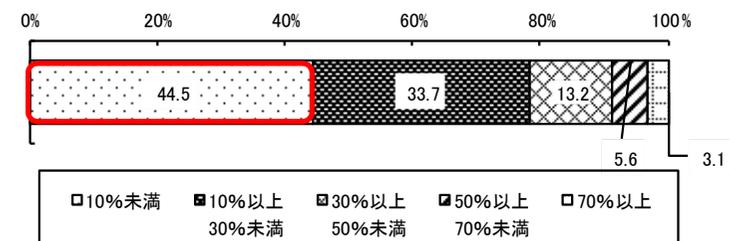


■要介護度別の利用者数

| | |
|------|------|
| 合計 | 36.3 |
| 要介護1 | 11.6 |
| 要介護2 | 10.6 |
| 要介護3 | 5.9 |
| 要介護4 | 4.5 |
| 要介護5 | 3.7 |
| 申請中 | 0.2 |

平均要介護度 2.39

図表4 事業所に占める認知症高齢者の日常生活自立度「Ⅲ」以上の者の構成比率別事業所割合(N=2,359)(無回答を除く)



(3) 訪問介護における平成30年度介護報酬改定の影響に関する調査研究事業

事業所票(居宅介護支援)

1) 事業所の基本情報 ②居宅介護支援事業所

- 1事業所あたりの平均職員数は、実人数では常勤職員2.9人、非常勤職員0.3人で、全職員数(常勤換算)は3.1人だった。
- 職員(常勤換算)1人あたりの訪問介護を盛り込んだケアプランの件数は15.3件だった。
- また、ケアプランの見直し頻度は、「6か月に1回」の回答が66.2%で最も多かった。

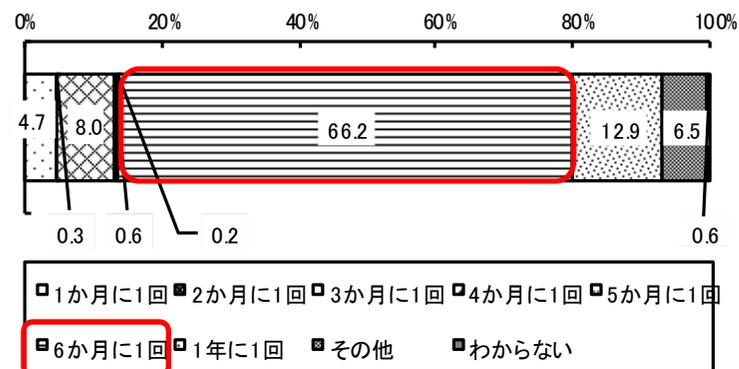
図表5 1事業所あたりの平均職員数(職種別)(N=2,366)

| | (単位:人) | | |
|-------------|----------------|-----------------|----------------|
| | ①常勤職員 (実人数) | ②非常勤職員 (実人数) | ③全職員 (常勤換算) |
| 1)全職員 | 2.9 | 0.3 | 3.1 |
| 2)管理者 | 1.0 | | |
| 3)主任介護支援専門員 | 1.3 | 0.0 | 1.3 |
| 4)介護支援専門員 | 1.7 | 0.2 | 1.8 |

図表6 訪問介護を盛り込んだケアプランの平均件数
(1事業所あたり・常勤換算1人あたり)(N=2,756)

| | 1事業所当たりの件数 (件/事業所) | 職員(常勤換算)1人当 たりの件数 (件/人) |
|-------------------------------|-----------------------|-------------------------------|
| 1)合計件数 | 47.5 | 15.3 |
| 2)1)の内、同一法人の訪問介護事業所の場合 の件数 | 11.5 | 3.7 |
| 3)2)の内、集合住宅減算の対象となってい るもの | 3.1 | 1.0 |

図表7 ケアプランの見直し頻度(N=3,162)
(無回答を除く)【単一回答】



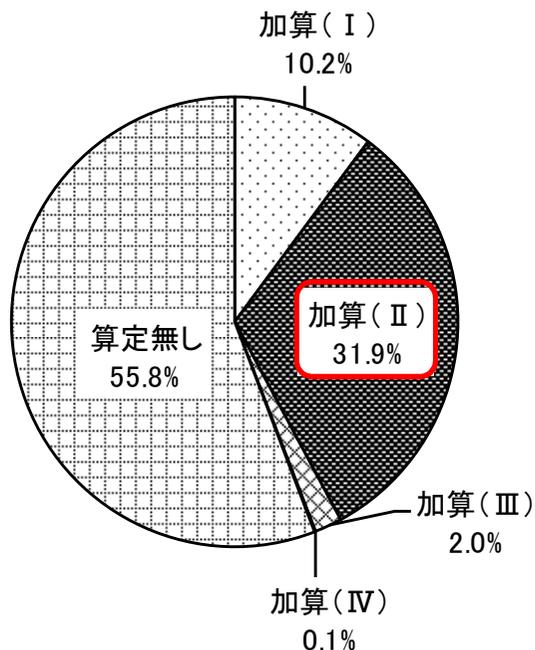
(3) 訪問介護における平成30年度介護報酬改定の影響に関する調査研究事業

事業所票(訪問介護)

2) 特定事業所加算の算定状況①

- 特定事業所加算のうち、もっとも多く算定されていたのは加算Ⅱで31.9%だった。
- 満たしている算定要件に見合った加算を算定している事業所は、加算Ⅰでは58.9%、加算Ⅱでは63.9%であり、算定要件を満たしているにもかかわらず非算定の事業所は、加算Ⅰでは19.5%、加算Ⅱでは34.5%だった。
- ※ 特定事業所加算の加算率…(Ⅰ)+20/100、(Ⅱ)+10/100、(Ⅲ)+10/100、(Ⅳ)+5/100

図表8 特定事業所加算の算定状況(N=3,456)
(無回答を除く)【単一回答】



図表9 特定事業所加算の算定状況(N=3,219)【複数回答】

| | | 合計 | 加算Ⅰ を算定 | 加算Ⅱ を算定 | 加算Ⅲ を算定 | 加算Ⅳ を算定 | 非算定 |
|--|--|----------------|--------------|--------------|------------|------------|----------------|
| ※1: 太枠線のセルは満たしている要件に見合う加算を算定しているもの。グレーに着色しているセルは下位の加算を算定しているもの。 ※2: 上段が実数、下段が割合 | | | | | | | |
| 加算 要件 ごと | 加算Ⅰの算定要件を満たしている | 599 100.0% | 353 58.9% | 110 18.4% | 18 3.0% | 1 0.2% | 117 19.5% |
| | 加算Ⅱの算定要件を満たしている (加算Ⅲの算定要件を満たすものも含む) | 1435 100.0% | - | 917 63.9% | 23 1.6% | - | 495 34.5% |
| | 加算Ⅲの算定要件を満たしている (加算Ⅱの算定要件を満たすものも含む) | 62 100.0% | - | 20 32.3% | 8 12.9% | - | 34 54.8% |
| | 加算Ⅳの算定要件を満たしている | 6 100.0% | - | - | - | - | 6 100.0% |
| | 加算Ⅰ～Ⅳの要件を満たしていない | 1174 100.0% | - | - | - | - | 1174 100.0% |

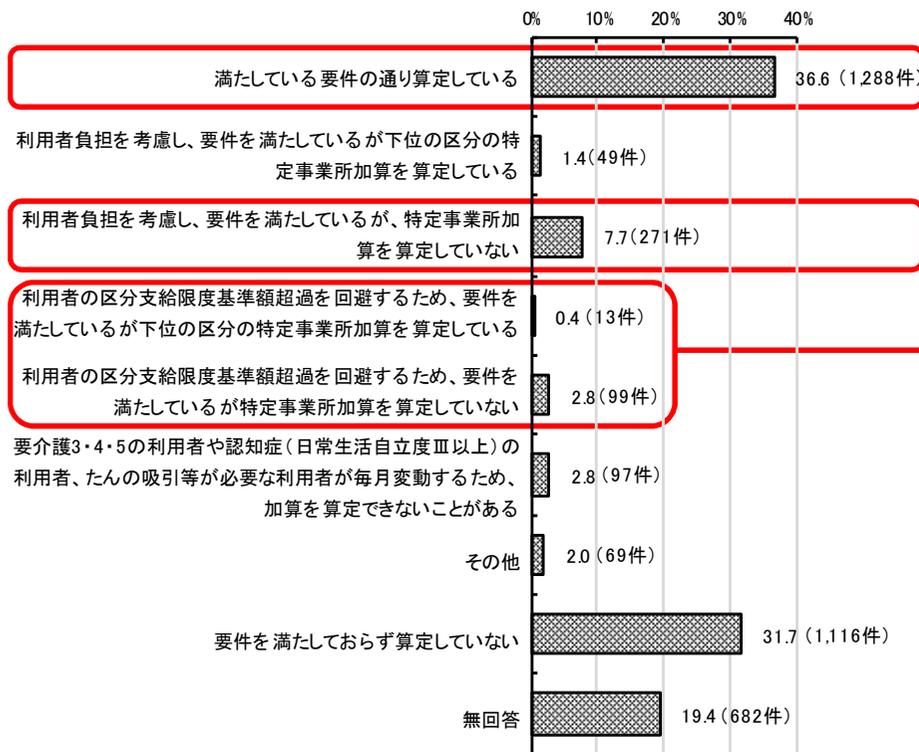
(3) 訪問介護における平成30年度介護報酬改定の影響に関する調査研究事業

事業所票(訪問介護)

2) 特定事業所加算の算定状況②

- 特定事業所加算の算定有無とその理由では、「満たしている要件の通り算定している」が36.6%と最も多く、次いで「利用者負担を考慮し、要件を満たしているが、特定事業所加算を算定していない」が7.7%だった。
- 利用者の区分支給限度基準額超過を考慮した算定をしている事業所のうち、加算Ⅱの算定要件を満たしている事業所では全ての事業所が非算定であった。

図表10 特定事業所加算の算定有無とその理由(N=3,523)
【複数回答】



図表11 利用者の区分支給限度基準額超過を回避するための算定を行う事業所の算定状況(N=105)
【複数回答】

※1:太枠線のセルは満たしている要件に見合う加算を算定しているもの。グレーに着色しているセルは下位の加算を算定しているもの。
※2:上段が実数、下段が割合

| | 合計 | 加算Ⅰを算定 | 加算Ⅱを算定 | 加算Ⅲを算定 | 加算Ⅳを算定 | 非算定 |
|--|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 加算Ⅰの算定要件を満たしている | 20 | - | 4 | 1 | - | 15 |
| | 100.0% | | 20.0% | 5.0% | | 75.0% |
| 加算Ⅱの算定要件を満たしている (加算Ⅲの算定要件を満たすものも含む) | 37 | - | - | - | - | 37 |
| | 100.0% | | | | | 100.0% |
| 加算Ⅲの算定要件を満たしている (加算Ⅱの算定要件を満たすものも含む) | 6 | - | - | - | - | 6 |
| | 100.0% | | | | | 100.0% |
| 加算Ⅳの算定要件を満たしている | 2 | - | - | - | - | 2 |
| | 100.0% | | | | | 100.0% |
| 加算Ⅰ～Ⅳの要件を満たしていない | 42 | - | - | - | - | 42 |
| | 100.0% | | | | | 100.0% |

※図表10で選択肢「利用者の区分支給限度基準額超過を回避するため、要件を満たしているが下位の区分の特定事業所加算を算定している」か「利用者の区分支給限度基準額超過を回避するため、要件を満たしているが特定事業所加算を算定していない」に回答した事業所に限定して、加算の算定状況と算定要件を満たしている状況とのクロス集計を行ったもの

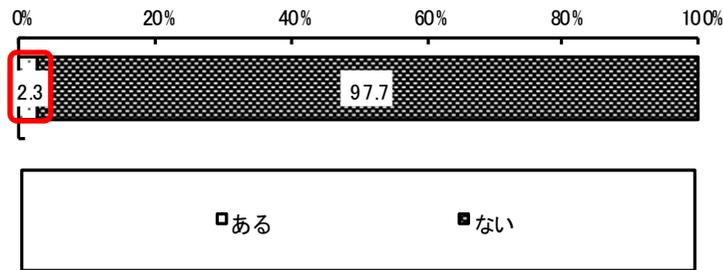
(3) 訪問介護における平成30年度介護報酬改定の影響に関する調査研究事業

事業所票(訪問介護)

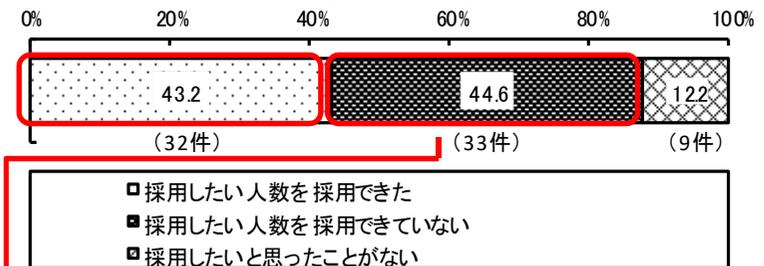
3) 生活援助従事者研修修了者の活用状況①

- 生活援助従事者研修修了者を職員として採用したことがある事業所は、2.3%だった。
- 生活援助従事者研修修了者を採用したいだけ採用できた事業所は、43.2%であった。
- 生活援助従事者研修修了者を職員として、採用したい人数を採用できていない理由として「応募者自体が少ないため」が87.9%で最も多かった。

図表12 生活援助従事者研修修了者の採用有無 (N=3,246) (無回答を除く) 【単一回答】

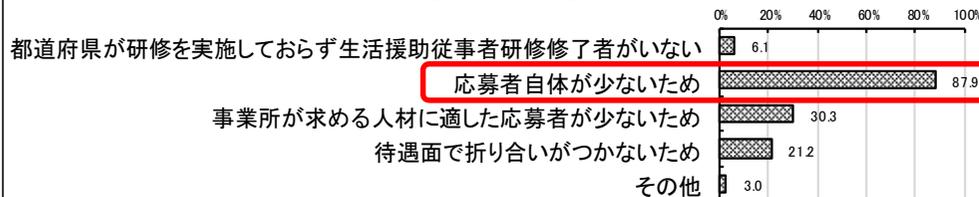


図表13 生活援助従事者研修修了者を採用したいだけ採用できているか (N=74) (無回答を除く) 【単一回答】



※図表13は、図表12で「ある」と回答した場合に回答する設問

図表14 生活援助従事者研修修了者を採用できていない理由 (N=33) 【複数回答】



※図表14は、図表13で「採用したい人数を採用できていない」と回答した場合に回答する設問
※n数が少ないため参考値

(3) 訪問介護における平成30年度介護報酬改定の影響に関する調査研究事業

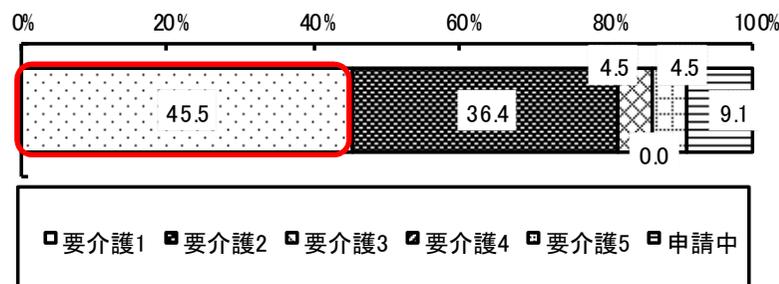
利用者票(訪問介護)

3) 生活援助従事者研修修了者の活用状況②

- 生活援助従事者研修修了者からサービス提供を受けている利用者は、要介護度別では「要介護1」が45.5%と最も多かった。
- 認知症高齢者の日常生活自立度別では「自立」が60.0%と最も多かった。
- また、世帯状況別では「独居」が87.5%と最も多かった。
- 訪問介護員に対する満足度については、「満足」・「やや満足」と回答した事業所の合計が9割以上を占めた。

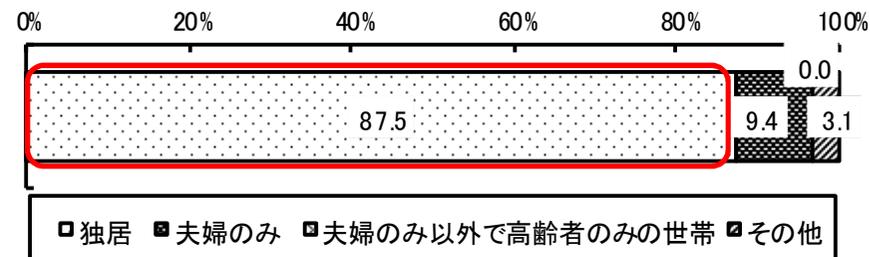
(事業所記入用調査票)

図表15 要介護度(N=22)(無回答を除く)【単一回答】



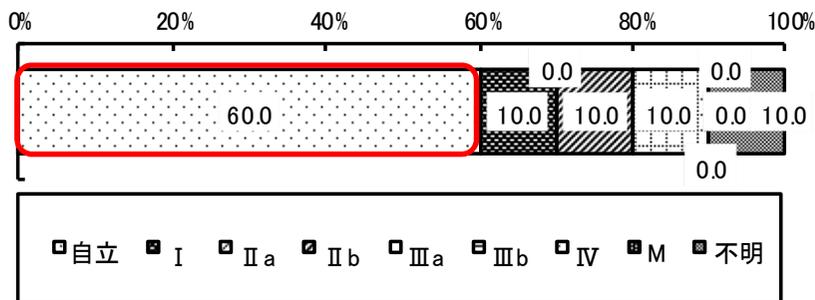
(事業所記入用調査票)

図表17 世帯状況(N=32)(無回答を除く)【単一回答】



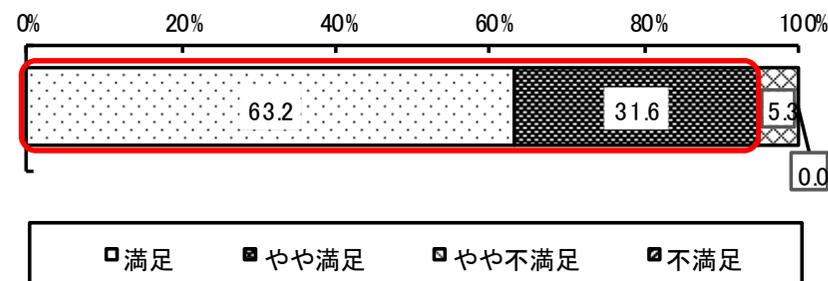
(事業所記入用調査票)

図表16 認知症高齢者の日常生活自立度(N=30)(無回答を除く)【単一回答】



(利用者記入用調査票)

図表18 訪問介護員に対する満足度(N=38)【単一回答】



※図表15～図表18はn数が少ないため参考値

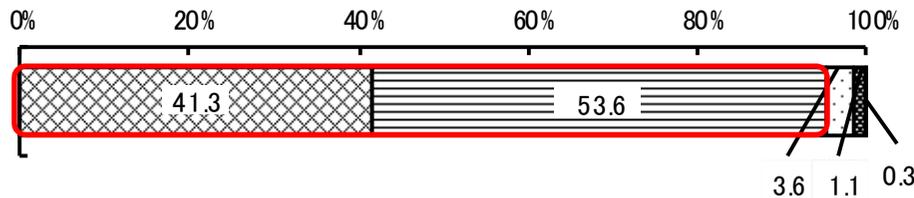
(3) 訪問介護における平成30年度介護報酬改定の影響に関する調査研究事業

事業所票(居宅介護支援)

5) 生活援助が中心である訪問介護の回数が多い利用者への対応状況①

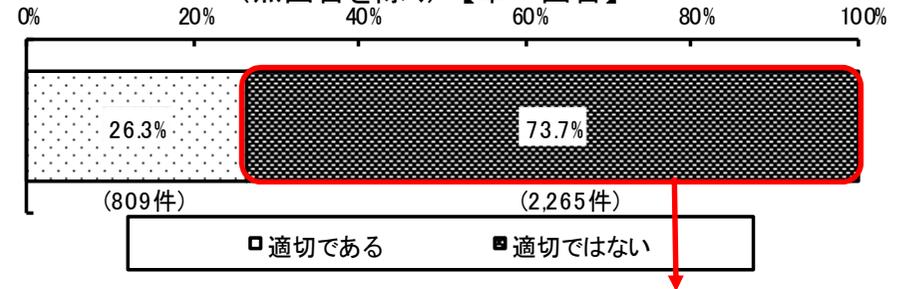
○訪問回数が多い生活援助中心型のケアプランを市町村に届け出ることとなった制度の見直しについて「見直された内容についてよく理解している」「ある程度理解している」と回答した事業所の合計は94.9%だった。
 ○ケアプランを毎月届け出することは「適切ではない」と回答した居宅介護支援事業所が73.7%であり、それらの事業所は適切だと思う届出の頻度として「6か月に1回」を最多の38.8%が回答した。

図表19 見直された制度についての認識(N=3,331)
(無回答を除く)【単一回答】

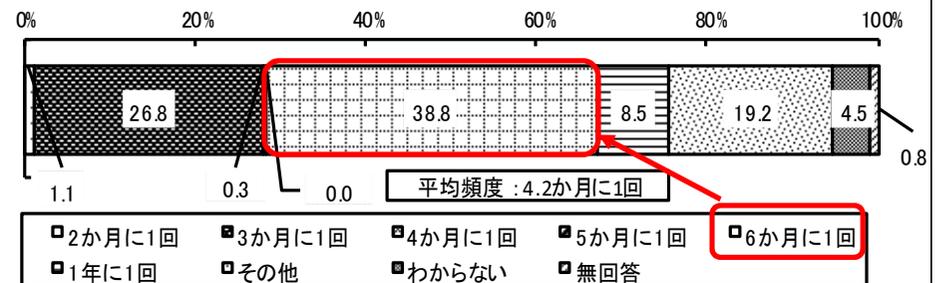


- 見直された内容についてよく理解している
- 見直された内容についてある程度理解している
- 見直された内容を見たことがある
- 見直されたことについて聞いたことがあったが、内容については分からない
- 見直された事項を知らなかった

図表20 ケアプラン届出の頻度(N=3,074)
(無回答を除く)【単一回答】



図表21 適切だと思うケアプラン届出の頻度(N=2,265)
【単一回答】



※図表21は、図表20で「適切ではない」と回答した場合に回答する設問

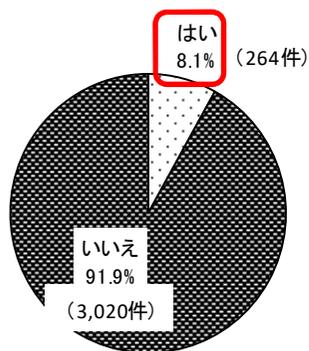
(3) 訪問介護における平成30年度介護報酬改定の影響に関する調査研究事業

事業所票(居宅介護支援)

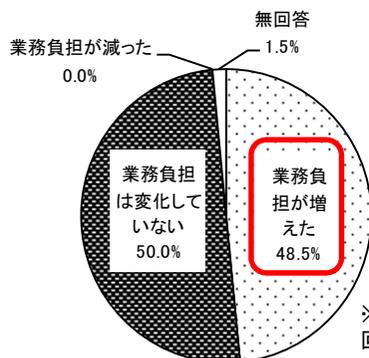
5) 生活援助が中心である訪問介護の回数が多い利用者への対応状況②

- 訪問回数が多い生活援助中心型のケアプランを作成している居宅介護支援事業所は、8.1%であった。
- 制度改正前後の業務負担変化では、令和元年11月利用分の訪問回数が多いケアプランを作成した居宅介護支援事業所のうち「業務負担が増えた」と回答したのは48.5%であった。
- 制度の課題としては「市町村に提出する資料の作成に時間がかかる」と回答した居宅介護支援事業所が47.8%と最も多かった。

図表22 訪問回数が多い生活援助中心型のケアプラン作成の有無(N=3,284) (無回答を除く)

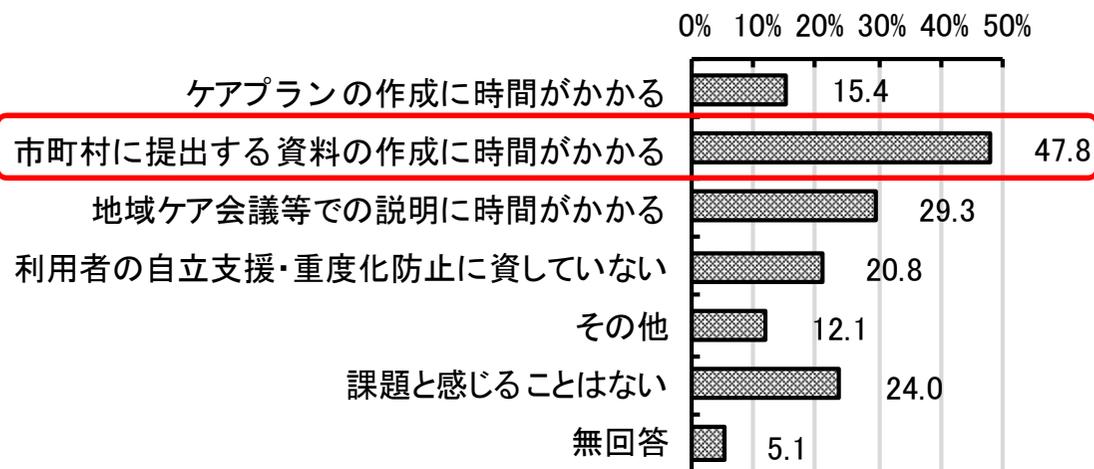


図表23 業務負担の変化(N=264)【単一回答】



※図表23は図表22で、「はい」と回答した事業所に限定して集計

図表24 制度の課題(N=3,357)【複数回答】



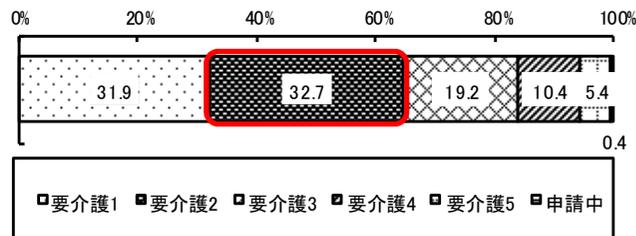
(3) 訪問介護における平成30年度介護報酬改定の影響に関する調査研究事業

利用者票(居宅介護支援)

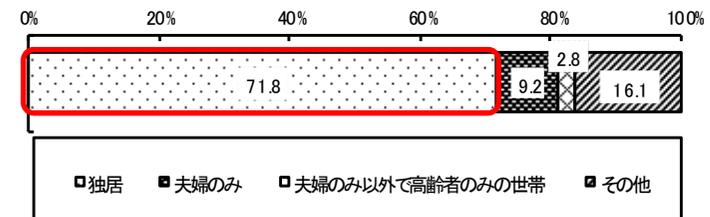
5) 生活援助が中心である訪問介護の回数が多い利用者への対応状況③

- 訪問介護の回数が多いケアプランの見直し(ケアプランを変更していない場合を含む)があった利用者は、要介護度別では「要介護2」が32.7%と最も多かった。
- 認知症高齢者の日常生活自立度別では「Ⅱb」が21.8%と最も多かった。
- また、世帯状況別では「独居」が71.8%で最も多かった。
- 訪問介護員に対する満足度については、「満足」・「やや満足」と回答した合計が9割以上を占めた。

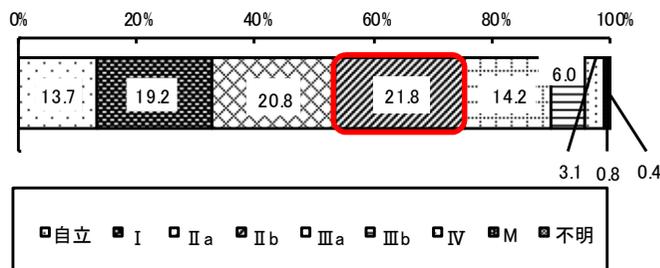
(事業所記入用調査票)
図表25 要介護度(N=734)(無回答を除く)【単一回答】



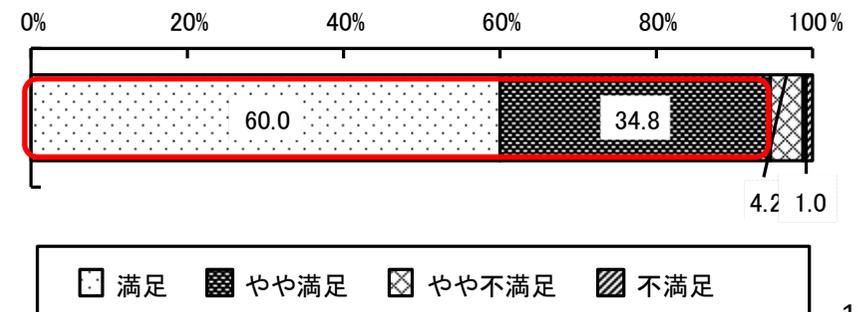
(事業所記入用調査票)
図表27 世帯状況(N=738)(無回答を除く)【単一回答】



(事業所記入用調査票)
図表26 認知症高齢者の日常生活自立度(N=717)(無回答を除く)【単一回答】



(利用者記入用調査票)
図表28 訪問介護員に対する満足度(N=805)(無回答を除く)【単一回答】



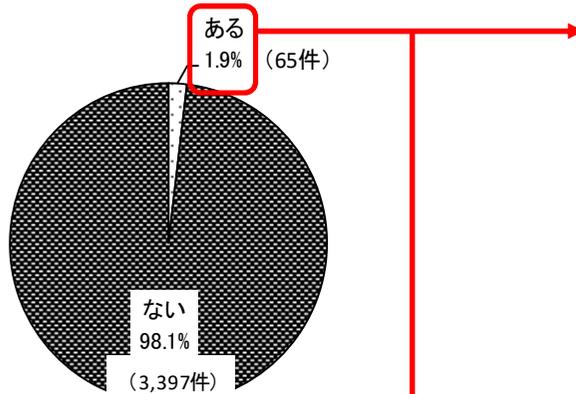
(3) 訪問介護における平成30年度介護報酬改定の影響に関する調査研究事業

事業所票(訪問介護)

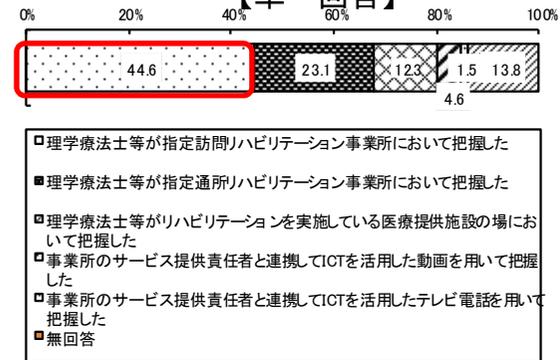
6) 生活機能向上連携加算の改定における報酬改定の影響

- 生活機能向上連携加算Ⅰを算定したことがある事業所は1.9%だった。
 - 利用者のADL及びIADLを把握する方法として、「理学療法士等が指定訪問リハビリテーション事業所において把握した」が44.6%と最も多かった。
 - 要件を満たすために使用したICTシステムは、「動画ファイルを送受信するシステム」が7.7%、「リアルタイムの動画で情報共有を行うシステム」が4.6%であった。
- ※生活機能向上連携加算(Ⅰ)…100単位/月、生活機能向上連携加算(Ⅱ)…200単位/月

図表29 生活機能向上連携加算Ⅰの算定有無(N=3,462)
(無回答を除く)【単一回答】

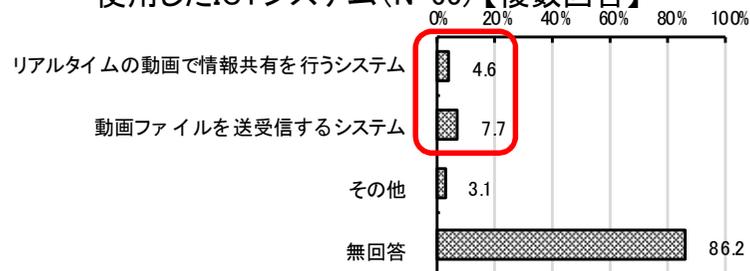


図表30 利用者のADL及びIADLを把握する方法(N=65)
【単一回答】



※図表30は、図表29で「ある」と回答した場合に回答する設問

図表31 要件を満たすために使用したICTシステム(N=65)【複数回答】



※図表31は図表29で「ある」と回答した場合に回答する設問

図表32 生活機能向上連携加算の単位数、回数、請求事業所数

| | 単位数 | | 回数 | | 請求事業所数 | |
|----------------|---------------|--------------|------------|--------------|--------|--------------|
| | 単位数 | 訪問介護全体に占める割合 | 回数 | 訪問介護全体に占める割合 | 請求事業所数 | 訪問介護全体に占める割合 |
| 訪問介護全体(R元/11) | 7,153,098,595 | 100.0% | 24,541,716 | 100.0% | 32,365 | 100.0% |
| 生活機能向上連携加算(Ⅰ) | 9,700 | 0.0001% | 97 | 0.0004% | 63 | 0.1947% |
| 生活機能向上連携加算(Ⅱ) | 86,400 | 0.0012% | 432 | 0.0018% | 187 | 0.5778% |
| 訪問介護全体(H29/11) | 4,392,359,465 | 100.0% | 13,664,930 | 100.0% | 28,851 | 100.0% |
| 生活機能向上連携加算 | 11,100 | 0.0003% | 111 | 0.0008% | 61 | 0.2114% |

(介護保険総合データベースを用いた分析) ※集計対象となるサービス提供年月:平成29年11月、令和元年11月

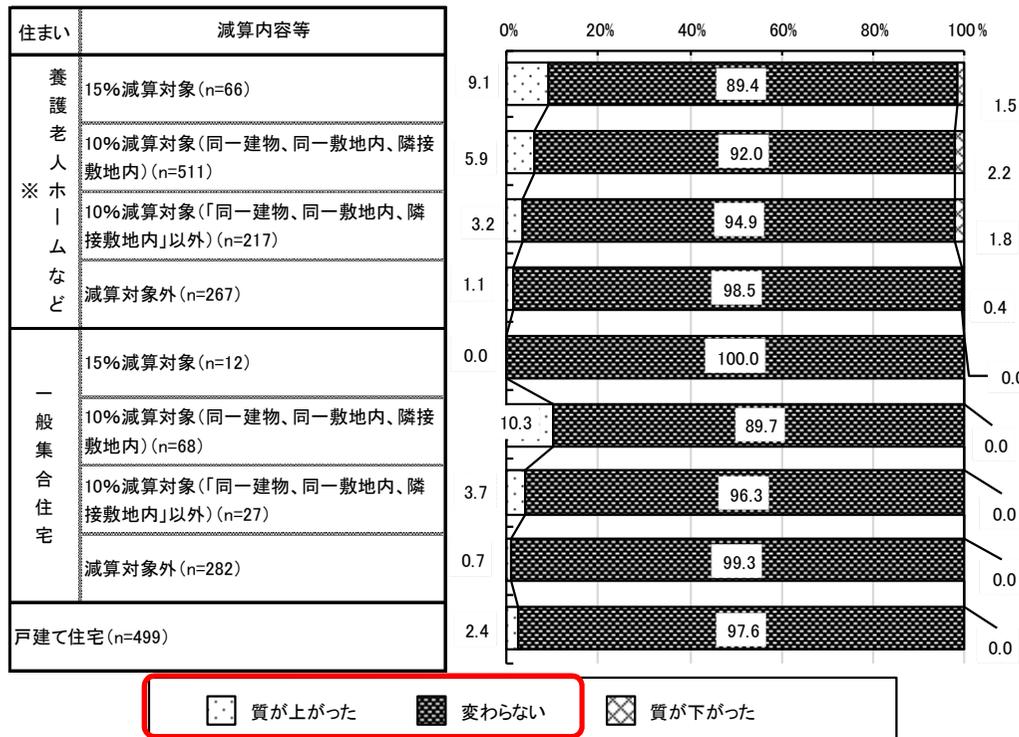
(3) 訪問介護における平成30年度介護報酬改定の影響に関する調査研究事業

事業所票(訪問介護)

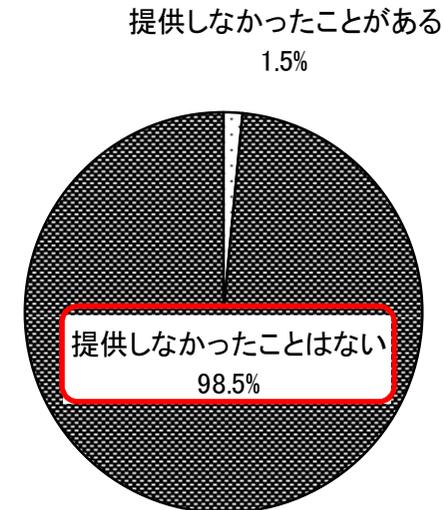
7) 同一建物等居住者へのサービス提供における報酬改定の影響①

- 集合住宅減算にかかる改定前後で「サービスの質は変わらない」・「質が上がった」と回答した事業所の合計が、利用者の居住形態によらず約97%以上とほとんどを占めた。
- 集合住宅減算を理由として、訪問介護サービスを「提供しなかったことはない」と回答した事業所は98.5%だった。

図表33 住まい・減算内容別のサービスの質の変化
(無回答及び訪問無しを除く)【単一回答】



図表34 減算を理由とした訪問介護サービス提供の有無
(N=1,768)(無回答を除く)
【単一回答】



(図表33は平成29年11月と令和元年11月とで報酬改定前後を比較したもの)

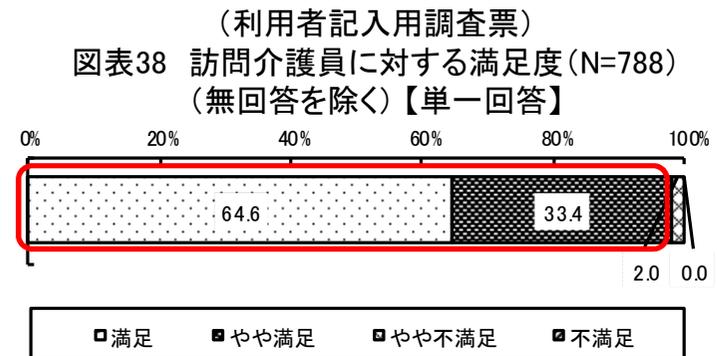
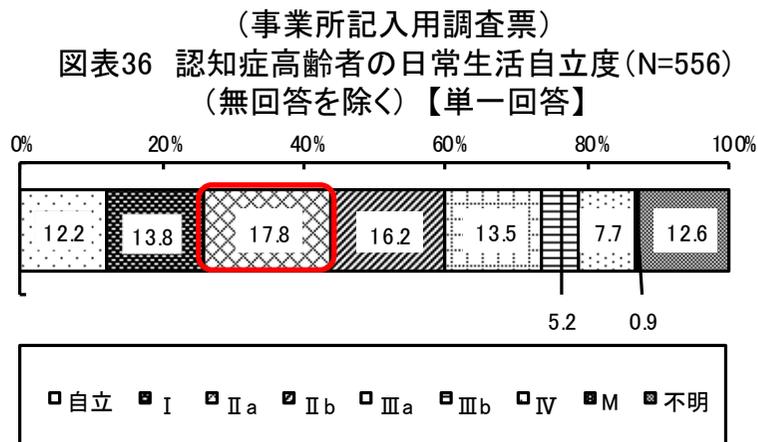
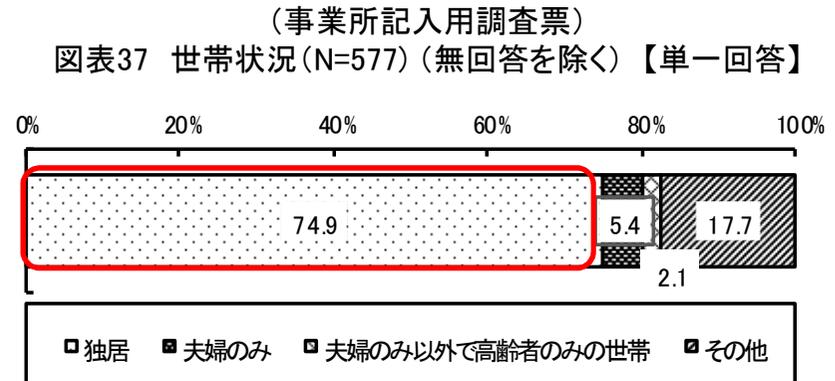
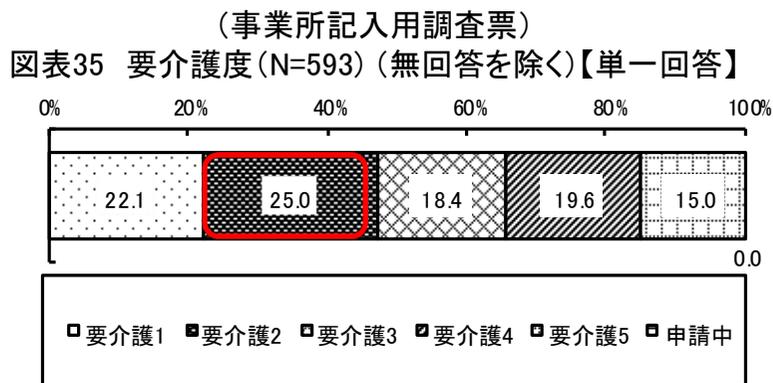
※ 軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅を含む

(3) 訪問介護における平成30年度介護報酬改定の影響に関する調査研究事業

利用者票(訪問介護)

7) 同一建物等居住者へのサービス提供における報酬改定の影響②

- 同一建物減算が適用された利用者は、要介護度別では「要介護2」が25.0%と最も多かった。
- 認知症高齢者の日常生活自立度別では「Ⅱa」が17.8%と最も多かった。
- また、世帯状況別では「独居」が74.9%と最も多かった。
- 訪問介護員に対する満足度については、「満足」・「やや満足」と回答した合計が9割以上を占めた。



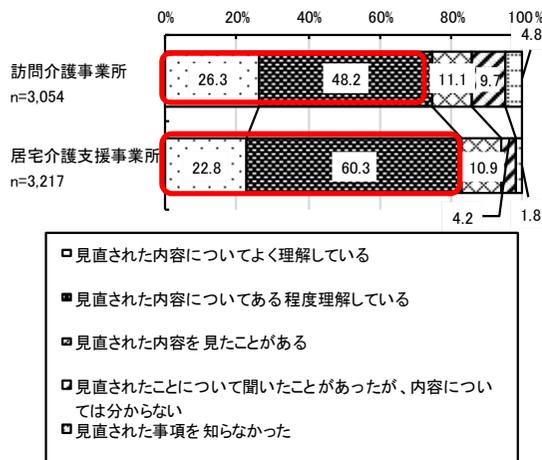
(3) 訪問介護における平成30年度介護報酬改定の影響に関する調査研究事業

事業所票(訪問介護、居宅介護支援)

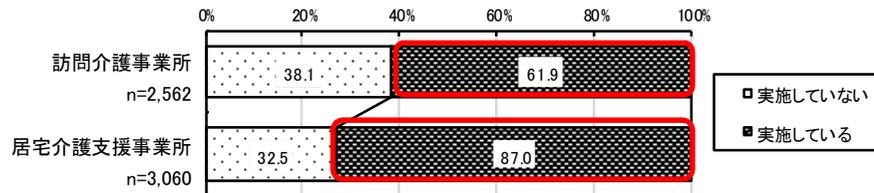
8) 自立生活支援のための見守りの援助の明確化の影響①

- 見守りの援助の明確化として見直された内容について「よく理解している」・「ある程度理解している」と回答した事業所の合計は、訪問介護事業所では74.5%、居宅介護支援事業所では83.1%であった。
- 見守りの援助を実施、又はケアプランへ盛り込んだ割合は、訪問介護事業所では61.9%、居宅介護支援事業所では87.0%であった。また、見守りの援助が実施されている利用者として、要介護度別ではどちらのサービスでも要介護1の利用者が最も多く、認知症高齢者の日常生活自立度別では訪問介護事業所は「Ⅰ」が、居宅介護支援事業所では「Ⅱb」が最も多かった。

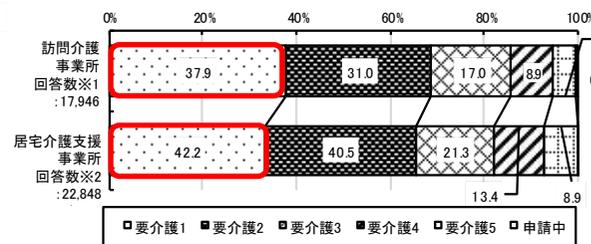
図表39 見守りの援助の明確化についての認知度(無回答を除く)
【単一回答】



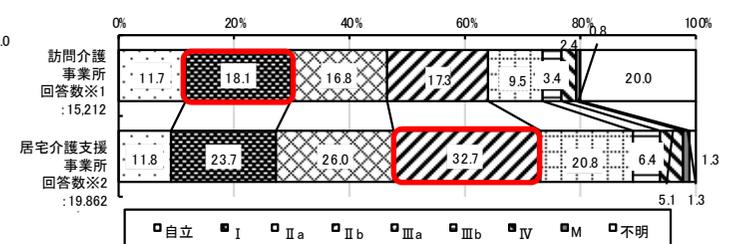
図表40 見守りの援助を実施、ケアプランへ盛り込んだ割合【単一回答】



図表41 見守りの援助が実施されている利用者の要介護度【単一回答】



図表42 見守りの援助が実施されている利用者の認知症高齢者の日常生活自立度【単一回答】



※1 回答数は訪問介護事業所n=1,585の回答の合計値である。
 ※2 回答数は居宅介護支援事業所n=2,228の回答の合計値である。

■要介護度別の利用者数(人)

| | | | |
|------|------|--------|------|
| 合計 | 11.3 | 要介護4 | 1.0 |
| 要介護1 | 4.3 | 要介護5 | 0.6 |
| 要介護2 | 3.5 | 申請中 | 0.0 |
| 要介護3 | 1.9 | 平均要介護度 | 1.79 |

■認知症高齢者の日常生活自立度別の利用者数(人)

| | | | |
|----|-----|----|-----|
| 合計 | 9.6 | Ⅲa | 0.9 |
| 自立 | 1.1 | Ⅲb | 0.3 |
| Ⅰ | 1.7 | Ⅳ | 0.2 |
| Ⅱa | 1.6 | M | 0.1 |
| Ⅱb | 1.7 | 不明 | 1.9 |

(3) 訪問介護における平成30年度介護報酬改定の影響に関する調査研究事業

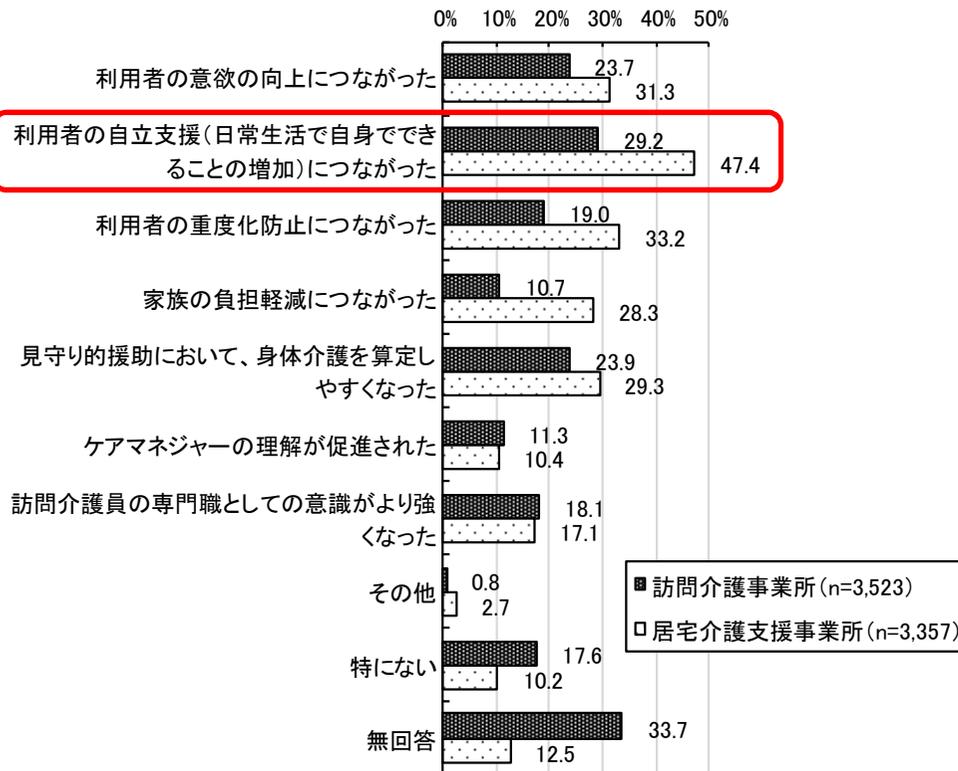
事業所票(訪問介護、居宅介護支援)

8) 自立生活支援のための見守りの援助の明確化の影響②

○見守りの援助の明確化の効果としては、「利用者の自立支援(日常生活で自身でできることの増加)につながった」が、訪問介護事業所、居宅介護支援事業所それぞれで29.2%、47.4%と最も多かった。

○また、課題としては、「利用者の経済的負担が増える」が、訪問介護事業所、居宅介護支援事業所それぞれで25.6%、47.5%と最も多かった。

図表43 自立生活支援のための見守りの援助の明確化の効果【複数回答】



図表44 自立生活支援のための見守りの援助の明確化の課題【複数回答】

